

文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例をここに公布する。
平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第68号

文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 心豊かで活力あふれる香川づくりの基本的施策（第7条―第19条）

第3章 香川県文化芸術振興計画（第20条）

第4章 香川県文化芸術振興審議会（第21条―第23条）

第5章 香川県文化芸術振興基金（第24条―第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と詠まれた香川県には、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海を始め、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池が点在する讃岐平野など、美しい自然と、古くから文化の大動脈であった瀬戸内海に面することによって培われた豊かな歴史があり、その中で伝統ある文化芸術がはぐくまれてきた。また近年、香川県は数多くの優れた芸術家を輩出するとともに、創作活動の場として世界的な芸術家をひき付けるなど、現代美術を中心とした優れた文化芸術を受け入れてきた個性豊かな地でもある。

文化芸術には、世代を超えて感動や喜び、やすらぎを与え、豊かな感性を養い、創造性を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するなど、様々な力がある。

今日、価値観の多様化が進み、人と人とのつながりが薄らいでいく中で、物の豊かさだけでなく心の豊かさを享受できる、うるおいに満ちた暮らしを実現するためには、こうした文化芸術の力を活用することが不可欠である。

また、ふるさとの伝統文化を継承し、個性豊かな文化芸術を創造し、活用することを通じて、私たちはふるさとに誇りを持ち、愛着を感じることができ、そしてこのことは、地域社会の活性化にもつながるものと確信する。

こうした文化芸術の持つ力を十分に認識した上で、県民、文化芸術団体、市町及び県が協働し、連携しながら、文化芸術の振興に力強く取り組み、心豊かで活力あふれる香川を創造することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人一人が心の豊かさとうるおいを実感できる活力ある香川の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文学、音楽、美術、書道、演劇、舞踊、写真、映像その他の芸術、茶道、華道、郷土料理、盆栽その他の生活文化並びに有形及び無形の文化財、伝統工芸、民俗芸能その他の伝統文化をいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民一人一人であるとの認識の下に、その自由な発想及び自主的かつ主体的な文化芸術に関する

活動（以下「文化芸術活動」という。）が尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、市町及び県は、それぞれの役割を相互に理解し、協働して取り組むよう努めなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、県民の文化意識の高揚及び文化芸術に関わる人材の育成が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、県民一人一人が文化芸術に関わることができる機会を持ち、文化芸術の発表及び交流を行うことができるよう、環境の整備が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人がふるさとに誇りを持ち、及び愛着を感じ、並びに地域が活性化されるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術を振興する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。その推進に当たっては、県民及び文化芸術団体の意見を反映させるよう努めなければならない。

2 県は、文化芸術を振興する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が実施する文化芸術を振興する施策に対して、必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術を振興する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第5条 県民及び文化芸術団体は、文化芸術の担い手として、基本理念にのっとり、自由な発想の下に、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

（市町の役割）

第6条 市町は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

第2章 心豊かで活力あふれる香川づくりの基本的施策

（地域固有の生活文化及び伝統文化の保存等）

第7条 県は、遍路、ため池、島、まち並み等に関わる地域固有の生活文化及び伝統文化が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（個性豊かな芸術の振興）

第8条 県は、個性豊かな現代美術、映像その他の芸術の振興が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（創造的な活動を行う者等の育成）

第9条 県は、文化芸術に関して創造的な活動又は継承を行う者（以下「芸術家等」という。）、文化芸術活動の企画又は運営を行う者及び文化芸術活動に参加又は支援をする者の育成が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術に親しむ機会の充実等）

第10条 県は、県民一人一人が文化芸術についての理解及び関心を深め、創造の意欲を高められるよう、全国規模の音楽祭若しくは美術展覧会又は芸術祭の開催などの文化芸術に親しむ機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（青少年が文化芸術に触れる機会の充実等）

第11条 県は、次代の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくみ、及び文化芸術を見る目を養うことができるよう、芸術家等からの指導を受けられるなどの文化芸術に触れる機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術活動の取組に対する支援等）

第12条 県は、県民及び文化芸術団体の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進が図られるよう、その取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の場の充実及び活用)

第13条 県は、文化施設について、文化芸術活動の場としての充実が図られるよう、情報の提供、施設間の連携等その他の必要な施策を講ずるよう努めるとともに、文化施設以外の施設についても、文化芸術活動の場として活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する創作活動等の推進)

第14条 県は、芸術家等が地域に滞在し、創作活動を行うとともに、地域住民等と交流を深めることができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(民間による支援活動の促進)

第15条 県は、個人又は民間団体による文化芸術活動に対する支援活動の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化資源を活用した産業の振興等)

第16条 県は、漆芸、石彫、盆栽、歌舞伎、現代美術、まち並みその他の文化資源を活用した観光産業その他の産業の振興が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるとともに、当該産業による地域の文化芸術の形成に努めるものとする。

(文化芸術の交流の促進)

第17条 県は、世代間及び地域間並びに海外との文化芸術の交流の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び発信)

第18条 県は、県民及び文化芸術団体の文化芸術活動の促進が図られるよう、地域の文化芸術活動及び文化資源に関する情報を積極的に収集し、及び発信するよう努めるものとする。

(顕彰及び奨励)

第19条 県は、香川県文化芸術振興審議会の意見を聴いた上で、県における文化芸術の振興に極めて優れた功績のある者等を顕彰するとともに、文化芸術活動を行う将来性豊かな者の活動を奨励するよう努めるものとする。

第3章 香川県文化芸術振興計画

第20条 知事は、文化芸術の振興により心豊かで活力あふれる香川づくりを進めるため、香川県文化芸術振興計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を原則として5年ごとに定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興の目標及び基本的な方針

(2) 文化芸術の振興のために重点的に実施する事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興のために必要な事項

3 知事は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、香川県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化芸術振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

第4章 香川県文化芸術振興審議会

(香川県文化芸術振興審議会の設置及び所掌事務)

第21条 知事の諮問に応じ、第19条の規定による顕彰及び奨励、前条の規定による文化芸術振興計画の策定等その他文化芸術の振興に関する重要事項を審議するため、香川県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。
(審議会の組織及び運営に関する委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 香川県文化芸術振興基金

(香川県文化芸術振興基金の設置)

第24条 文化芸術の振興に資する事業の財源に充てるため、香川県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て等)

第25条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

2 文化芸術の振興のための寄附金があった場合は、これを予算に計上して、この基金に編入するものとする。

3 県有財産を売却した場合は、その収入の一部を予算に計上して、この基金に編入するよう努めるものとする。

(基金の管理等)

第26条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

5 基金は、文化芸術の振興に資する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(基金の管理及び処分に関する委任)

第27条 前3条に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(香川県文化功労者表彰条例及び香川県美術品取得基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 香川県文化功労者表彰条例（昭和50年香川県条例第1号）

(2) 香川県美術品取得基金条例（昭和56年香川県条例第4号）

(香川県美術品取得基金の処理)

3 この条例の施行の際現に、前項の規定による廃止前の香川県美術品取得基金条例により設置された香川県美術品取得基金に属する現金は、第25条第1項の規定により積み立てた香川県文化芸術振興基金に属する現金とみなす。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

4 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(報酬)

第2条 略

(費用弁償)

第3条 略

別表 (第2条、第3条関係)

1 知事の附属機関

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県文化芸術振興審議会	略	略
略		

2 略

(報酬)

第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であって委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。

別表 (第2条、第3条関係)

1 知事の附属機関

名称	報酬	費用弁償
略		
香川県文化功 労者選考審議 会	委 員 日額 9,000円	委 員 6級
略		

2 略